

議案第2号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例について
八潮市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月28日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

戸籍法等の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付手数料等を定める等したいため、この案を提出するものである。

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

八潮市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明手数料」を「戸籍証明書手数料」に改め、同表第7号を同表第9号とし、同表第6号中「書類の」を「市町村長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したもの」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同号を同表第8号とし、同表第5号中「又は同法」を「、同法」に、「の書類」を「市町村長の受理した書類」に、「の証明手数料」を「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書手数料」に改め、同号を同表第7号とし、同表第4号を同表第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

6	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
---	---	---------------------------------

<p>報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料</p>		
---	--	--

別表第1第3号中「若しくは第126条」を「若しくは同法第126条」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「同法第126条」を「第126条」に、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明手数料」を「除籍証明書手数料」に改め、同号を同表第4号とし、同表第2号の次に次の1号を加える。

3	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
---	---	---------------------------------

条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。